

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成23年 6月27日

大分県知事 殿

提出者 福岡市博多区店屋町2番16号
住 所 株式会社銭高組九州支店
氏 名 執行役員 支店長 衛藤洋一

電話番号 092-291-3947

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 銭高組 九州支店
事業場の所在地	福岡県福岡市博多区店屋町2番16号
計画期間	平成23年 4月 1日～平成24年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	10,453 百万円/年 (完成工事高)
③従業員数	総数 (1,229人)、九州支店 (99人)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物 → 収集・運搬委託先 → 中間処理会社委託先 分 別 → ・再生 (破碎・焼却・固化・有償売却など) - 再生品 ・最終処分

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

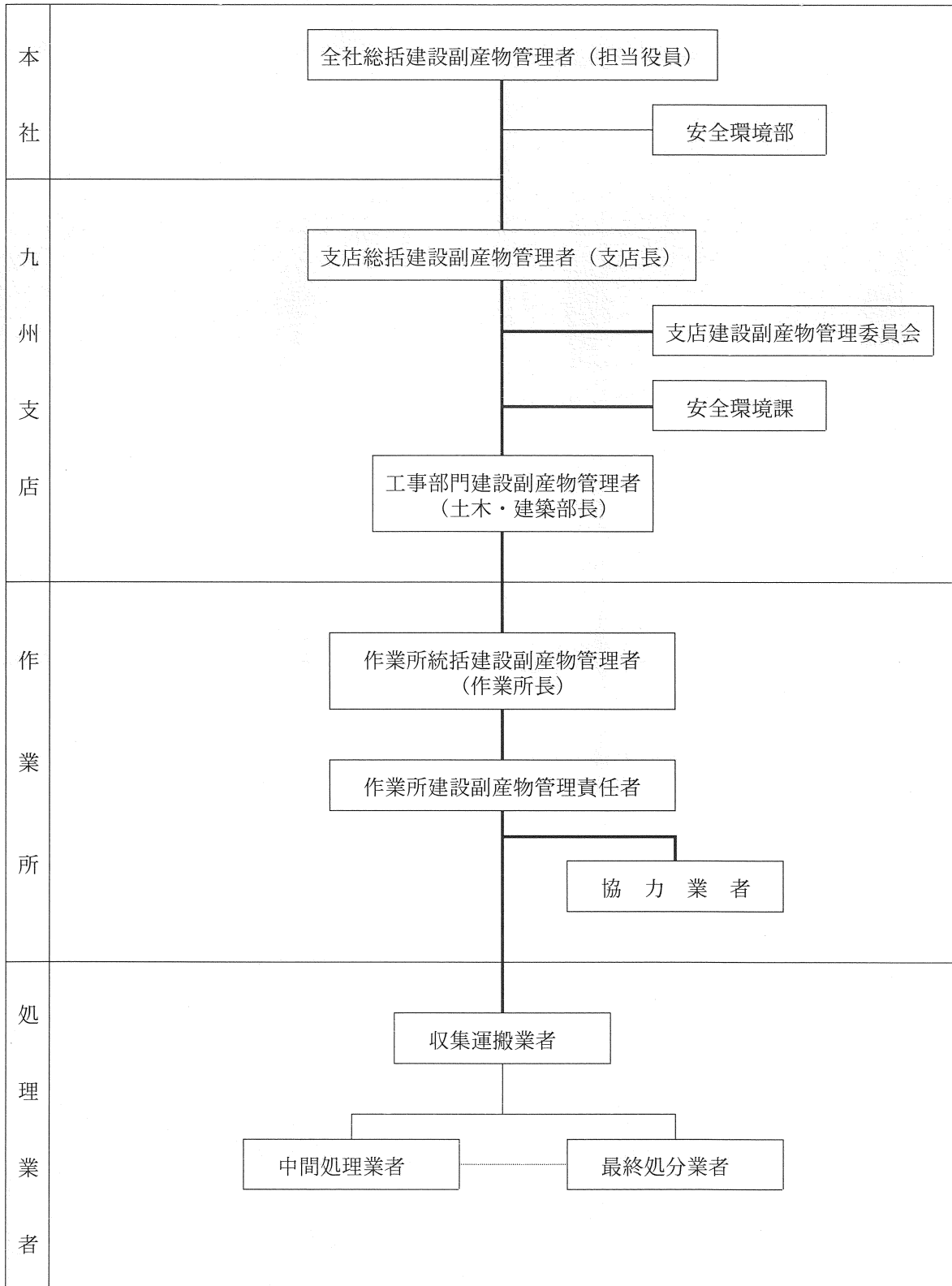
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	排出量	別紙1のとおり t	別紙1のとおり t
	(これまでに実施した取組) ・ 過剰な梱包材を避けることや、繰り返し使用出来る様な梱包材を使用して、廃棄物発生抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	別紙1のとおり
	排出量	別紙1のとおり t	別紙1のとおり t
	(今後実施する予定の取組) ・ 建設廃棄物のリサイクルを高めることにより、最終処分地に廃棄する建設廃棄物を限りなく「ゼロ」に近づけることを、努めている。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 各作業所において、分別処理を確実に実施する為、ゴミ収集箱を場内に種類別に入れる様に実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃棄物の排出を抑制し、リサイクル処理を推進の為分別作業を徹底し、最終処分地への運搬を少なくすることを図っている。

廃棄物管理組織



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成 22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり t	別紙2のとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の広域再生利用指定制度の活用により、製品の再生利用を容易に行えるように実施している。 ・ 業者と産廃契約を締結する時、リサイクル率を高める施設の整った業者を選定して契約することを指導する。 		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	別紙2のとおり
	全処理委託量	別紙2のとおり t	別紙2のとおり t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の低減（新設、新築に伴う建設廃棄物の削減） ・混合廃棄物排出量の低減 ・リサイクル率の向上 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

